

建築物のバリアフリー化等について(情報提供)

令和8年8月27日

国土交通省東北地方整備局建政部

バリアフリー整備目標(第4次)の設定

○現行目標である「特別特定建築物のバリアフリー基準適合率」を更新するとともに、
「公共建築工事(2,000㎡以上の国等の特別特定建築物に限る。)における当事者参画の実
施割合」を追加。 ※「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の一部改正(R8.4.1施行)

第3次整備目標 (令和3年度～令和7年度)

○特別特定建築物のバリアフリー基準
適合率

床面積の合計が2,000㎡以上の特
別特定建築物(小学校、中学校等で
公立のものを除く。)の総ストックの
約67%について、令和7年度までに、
移動等円滑化を実施する。



第4次整備目標(令和8年度～令和12年度)

①特別特定建築物のバリアフリー基準適合率 【更新】

床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物(公
立小学校等を除く。)の総ストックの約70%について、
令和12年度までに、移動等円滑化を実施する。

②公共建築工事(2,000㎡以上の国等の特別特定建築
物に限る。)における当事者参画の実施割合

【新規】

国、都道府県又は指定都市が行う特別特定建築物(公
立小学校等を除く。)の建築工事のうち、原則として当
該工事に係る部分の床面積の合計が2,000㎡以上
の全ての工事について、令和12年度までに、設計等
の段階における当事者参画を実施する。

※令和6年度では、32%程度の公共建築工事で実施

※令和7年5月、建築設計標準の別冊として「建築プ
ロジェクトの当事者参画ガイドライン」を策定

【参考】

第1次整備目標(平成18年度～平成22年度)

目 標:約50%

実 績:約49%

第2次整備目標(平成23年度～令和2年度)

目 標:約60%

実 績:約62%

新バリアフリー税制について(令和8年度から)

改正前

特別特定建築物のうち、劇場・音楽堂等について、建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるバリアフリー改修を行った場合に、工事完了の翌年度から2年度分、当該建築物の固定資産税・都市計画税（それぞれ改修工事費用の5/100を上限）について、1/3の金額を減額する。

改正後

特別特定建築物について、既存建築物バリアフリー改修事業の補助を受けて、建築物移動等円滑化基準もしくは建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるバリアフリー改修（※）を行った場合に、工事完了の翌年度から2年度分、当該建築物の固定資産税・都市計画税（それぞれ改修工事費用の5/100を上限）について、1/3を参酌して自治体が条例で定める割合分（1/6～1/2）の金額を減額する。

※改修部分が基準に適合していれば、部分的な改修でも対象

適用イメージ

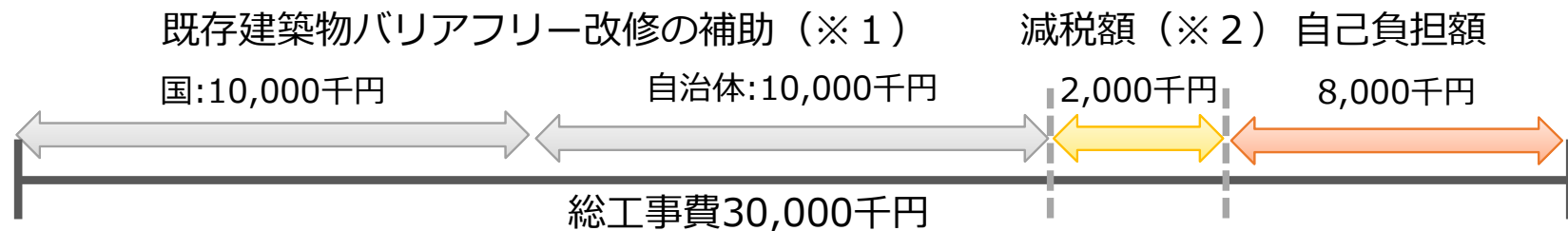


バリアフリースイートの整備



エレベーターの整備

物品販売店舗（延べ床面積3,500㎡、課税標準額500,000千円）において、バリアフリースイート及びエレベーターの整備を行い、総工事費が30,000千円。



※1：国・自治体の補助率がそれぞれ1/3の場合

※2：固定資産税・都市計画税について、それぞれ工事費用の5/100の1/3を2年間減額



補助 + 特例により自己負担率を約 **1/4** に軽減（補助66.7% + 税特例6.7%）

背景・対応状況

- 令和7年6月13日に閣議決定された「骨太の方針2025」において、女性用トイレの利用環境改善に向けた対策の推進が位置付けられたことを踏まえ、
- 同年7月「女性用トイレにおける行列問題の改善に向けた関係府省連絡会議」（内閣官房、総務省、文科省、厚労省、経産省、国交省）を開催

方針1 好事例の収集と普遍化

→ トイレの行列改善等に積極的に取り組んでいる事例（改修によりトイレを増設した事例やIoTにより混雑状況を可視化した事例等）を収集・整理し、関係団体等を通じて施設管理者に働きかける。→R7.12内閣府より事例集公表済み

方針2 トイレの設置数に係る基準の点検・見直し

→ トイレの設置数に係る基準の点検・見直しに係る共通事項や基本的な方針をガイドラインにとりまとめる。→協議会・パブコメを経て、R8.6国交省よりガイドラインを公表済み

方針3 仮設トイレに係る緊急の呼びかけ

→ イベント時の仮設トイレについて行列に著しい差が発生しないよう、主催者に広く緊急の呼びかけを行う。→R7.7関係省庁より関係諸団体等へ呼びかけ発出済み

事例集への掲載例 (東北エリアの取組施設事例)

あ・ら・伊達な道の駅

業態：道の駅

課題

- ・ 近隣施設である鳴子温泉への外国人観光客が増加。
- ・ それに伴う道の駅への来訪者増加によりトイレ数が不足。
- ・ 女性用トイレ個室で化粧直し利用が混在。

対策

① トイレ棟の増 (個室の増設)



トイレ種類		改修前	改修後
男性用	小便器	7	20 (+13)
	大便器	5	10 (+5)
女性用	大便器	12	40 (+28)

道の駅図面



② パウダーコーナーの整備



③ 案内板の英語表記



(その他) パウダーコーナーと個室トイレの導線の分離・明確化

目的

関係府省連絡会議において示された、女性用トイレに係る行列問題の改善に向けた取組の1つである「トイレの設置数に係る基準の点検・見直し」を進めるため、「トイレ設置数の基準と適用のあり方に関する協議会」を立ち上げ、トイレの設置数に係る基準の点検・見直しに関する共通事項や基本的な方針をガイドラインにとりまとめるため議論。

スケジュール

- **第1回協議会**（令和7年11月6日）：現状と課題、今後の方向性について
- **第2回協議会**（令和7年12月19日）：ガイドライン骨子案について
- **第3回協議会**（令和8年3月13日）：ガイドライン案について

構成員

			※敬称略
座長 委員	小林 純子	(一社)日本トイレ協会 名誉会長、(有)設計事務所 Gondra 代表	
	大山 みこ	(一社)日本経済団体連合会ソーシャル・コミュニケーション本部 副本部長	
	小瀬 博之	東洋大学総合情報学部 教授	
	佐藤 克志	日本女子大学建築デザイン学部 教授	
	谷口 綾子	筑波大学システム情報系 教授	
	長澤 夏子	お茶の水女子大学基幹研究院自然科学系 教授	
	正田 篤史	株式会社ベクトル総研 都市環境システム部 主任研究員	
	平野 祐子	主婦連合会 副会長	
関係者	鉄道、高速道路、空港、ショッピングセンター、百貨店等の事業者・団体、設計者団体、トイレメーカー、自治体		
関係府省	内閣府、総務省、経済産業省、厚生労働省、文部科学省、国土交通省		
事務局	国土交通省総合政策局共生社会政策課、住宅局参事官（建築企画担当）付		

はじめに	ガイドラインの目的、ガイドラインの対象 等
第1章 現状と課題	1. 行列の実態と特徴 2. 便器数の実態 3. 行列の要因 4. 便器数に関する基準 5. 面積的・予算的な制約、設備上の制約 6. 安全・安心の確保 7. トイレに求められるニーズの多様化
第2章 便器数の基準 と適用のあり方	1. 基準のあり方 トイレの便器数に関する基準を策定する学会や行政、施設管理者等においては、以下に示す基本的な考え方（①、②）を踏まえ、当該基準の点検・見直しを行うこと。 ① 利用者構成や占有時間の変化等を踏まえ、男女を問わず快適にトイレを利用できる基準とすること。 ② 男女の性差を踏まえ、トイレの待ち時間が平等になるように、原則として、利用者が概ね男女同数である施設においては女性便器数が男性便器数（個室と小便器の合計）以上となる基準とすること。 2. 適用のあり方 ※ 基準を適用する際の留意点について整理。 （1）データの反映 （2）データの収集 （3）トイレの面積 （4）新設と改修における取組の違い （5）面積が狭いトイレ
第3章 行列改善 に向けた取組 ※事例集を併せて参照	1. 単一のトイレにおける取組 （1）便器の増設 （2）男女の便器数の柔軟な変更 （3）行動変容の促進 （4）個室の目的外利用の抑制 （5）空き状況の可視化 （6）動線計画 （7）個室の利便性 （8）洋式化の推進 （9）小便器のプライバシーの確保 （10）メンテナンス方法の改善 2. 複数のトイレにおける取組 （1）施設内のトイレの連携（分散配置、空いているトイレへの誘導 等） （2）地域内のトイレの連携（トイレマップ、トイレの利用に関する協定 等）
むすびに	・ トイレ環境の改善による効果、フォローアップの実施、継続的な見直し 等